

役員等の報酬等及び費用弁償規程

社会福祉法人室蘭言泉学園

役員等の報酬等及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蘭言泉学園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、週平均4日以上業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、常勤役員の職務執行の対価として支払われるものをいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等をいい、前号の報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第9条及び第23条に定めるとおり、常勤役員に対してのみ報酬等を支給し、非常勤役員等に対しての報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤職員に対する報酬等の支給時期は、職員の給与支給の例による。

- 2 報酬等の支給は、金融機関への振込みにより行う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表2に定める額を支給する。

- 2 役員等が理事会及び評議会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、別表2に定める額を支給する。
- 3 交通費は、役員等の住所地を起点として、概ね片道2キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 なお、常勤役員については、この費用弁償規程を適用しない。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬

等の支給基準として、公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年1月15日から施行する。

(規程の廃止)

2 役員等の費用弁償規程（平成24年4月1日施行）は廃止する。

別表1 常勤役員報酬等

役職名	報酬額（月額）	手当等（月額）
理事長	190,000円	・通勤手当：職員給与規程第11条に準じる。 ・住宅手当：家賃分を実費支給する。（上限50,000円まで） ・処遇改善手当を支給する。 （処遇改善加算手当、特定処遇改善加算手当等）
常務理事	180,000円	
事務局長	170,000円	
報酬額算定方法		
職員の平均時給単価（1,500円程度）に、1日8時間、月16日勤務を基準に月額を算定した。		

別表2 役員等費用弁償

	日当	交通費	備考
理事会等の出席	2,600円	公共交通機関代金	常勤役員は除外
理事会等以外の出席	2,600円	公共交通機関代金	常勤役員は除外

令和 年度 理事等の法人職務証跡

役職				氏 名		
期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日					
理 事 会 等	開催	開催期日	場 所	出席の有無	備 考	
	第 1 回	月 日		出席・欠席		
	第 2 回			出席・欠席		
	第 3 回			出席・欠席		
	第 4 回			出席・欠席		
	第 5 回			出席・欠席		
	第 6 回			出席・欠席		
法 人 業 務	事 由		遂 行 日 時	職 務 の 概 要		
社 会 福 祉 施 設 関 連 業 務	事 由		出 席 日 時	職 務 の 概 要		